

原議保存期間	5年(平成36年3月31日まで)
有効期間	一種(平成36年3月31日まで)

庁内各局部課長
各附属機関の長
各地方機関の長
各都道府県警察の長
殿

警察庁乙備発第5号
平成30年4月12日
警察庁次長

第二機動隊の運営について(依命通達)

第二機動隊の運営については、「第二機動隊の設置について」(昭和41年6月28日付け警察庁乙備発第2号)をもって示達した「第二機動隊設置要綱」に基づき実施してきたところであるが、現下の情勢等に鑑み、別添のとおり「第二機動隊運営要綱」を定めることとしたので、事務処理上遺憾のないようにされたい。

なお、前記通達及び「第二機動隊設置要綱」の一部改正について(依命通達)(昭和47年5月15日付け警察庁乙備発第8号)は廃止する。

命により通達する。

第二機動隊運営要綱

第1 第二機動隊の編成

各都道府県警察は、主に警察署において勤務する警察官によって第二機動隊を編成し、その体制の整備に努めるものとする。

第2 第二機動隊の任務

第二機動隊は、機動隊を補完し、警備実施の中核部隊として治安警備及び災害警備に当たることを任務とする。

第3 主管課

第二機動隊に関する事務は、警備実施担当課が行うものとする。

第4 隊員の指定

- 1 第二機動隊の幹部は、指揮能力に優れた者のうちから指定するものとする。
- 2 幹部以外の隊員は、原則として、警察署に勤務する者で、次の各号に該当する者のうちから指定するものとする。この場合において、機動隊員であった者又は機動隊員に選抜しようとする者を優先して指定するものとする。
 - (1) 35歳未満で身体強健な者
 - (2) 1年以上の実務経験を有する者
- 3 隊員は、おおむね3年間は指定を解除しないようにするほか、隊員の昇任、配置換え等に当たっては、第二機動隊の部隊活動に関する能力が低下しないよう、配意するものとする。

第5 教養訓練

第二機動隊は、必要に応じ、警備実施に関する所要の教養訓練を行うものとする。

第6 車両、警備装備品等

第二機動隊の車両、警察装備品等は、機動隊に準ずるものとする。